

労働安全衛生マネジメントシステム

OSHMS

導入の効果

Occupational Safety & Health Management System

事業場において労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入して得られた効果について事例を中心に紹介しています。OSHMSを事業場の安全衛生のレベルアップに活かしましょう!!

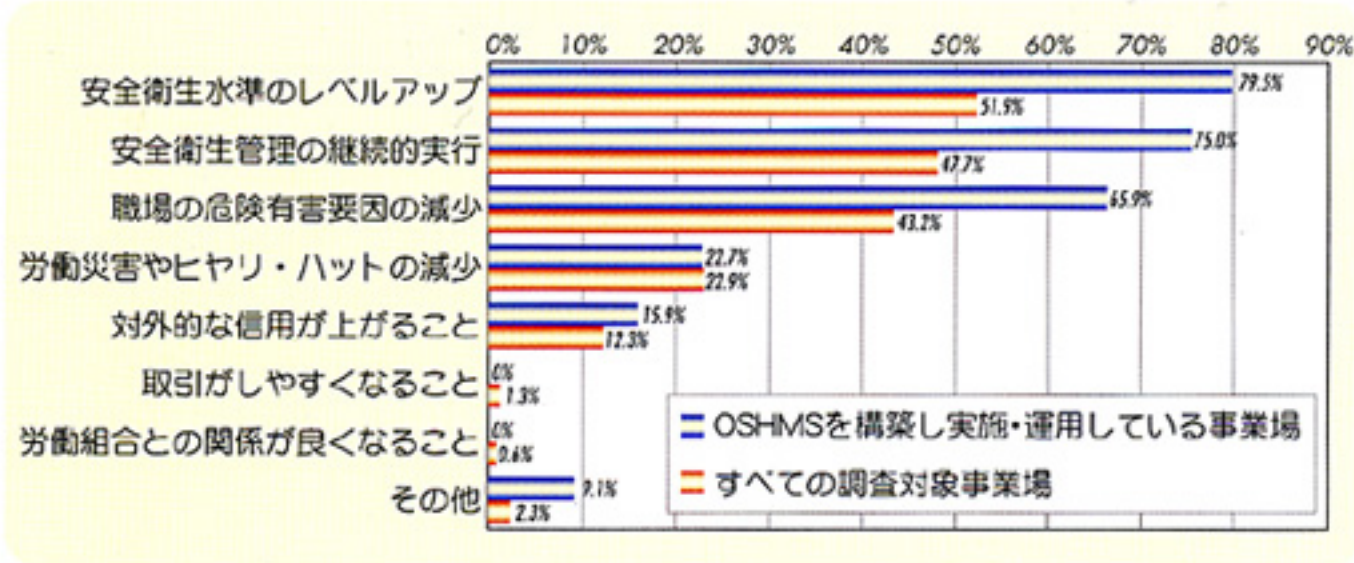


どのような効果を実感していますか？

OSHMSを構築し実施・運用している事業場には得られた成果、考えられる成果を、また、OSHMSを導入していない事業場には考えられる成果を回答していただいた結果を図1に示しています。

「安全衛生水準のレベルアップ」、「安全衛生管理の継続的、連続的な実行が可能になること」、「職場の危険有害要因の減少」に導入の成果があると考える事業場が多く、その割合は実際にOSHMSを実施・運用している事業場で高くなっています。

(OSHMS促進協議会^(注)「OSHMSへの取り組み状況等に関するアンケート調査」より)

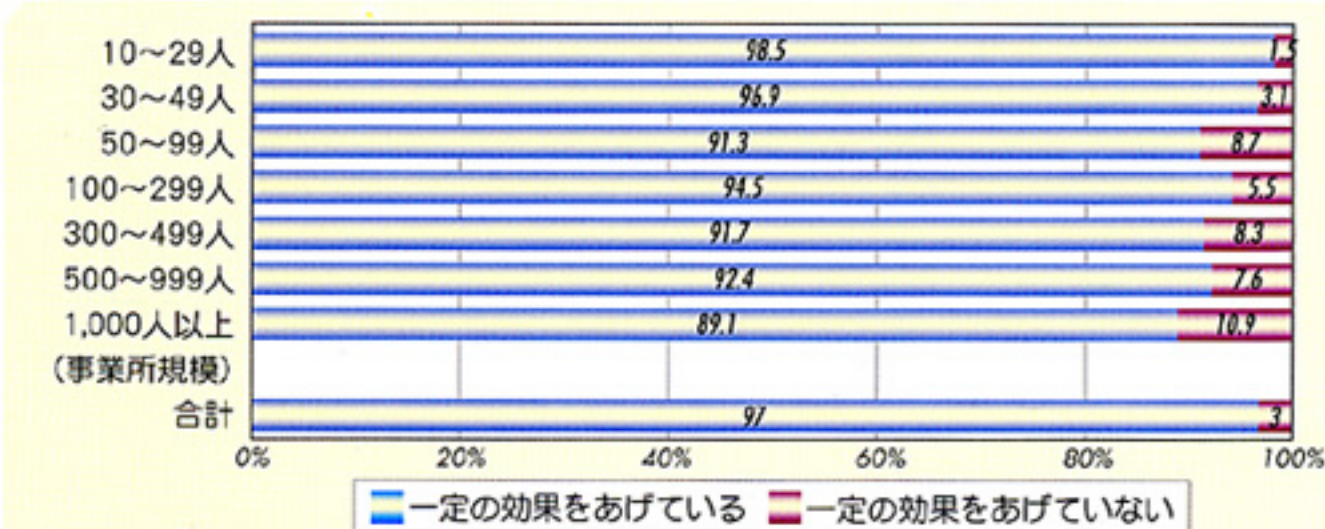


【図1 OSHMS導入により得られた成果、考えられる成果】

効果を実感している事業場の割合は？

OSHMSを導入している事業場のうち、9割以上の事業場が「一定の効果をあげている」と回答しています。

(厚生労働省「平成12年労働安全衛生基本調査」より)



【図2 OSHMS導入効果の評価】

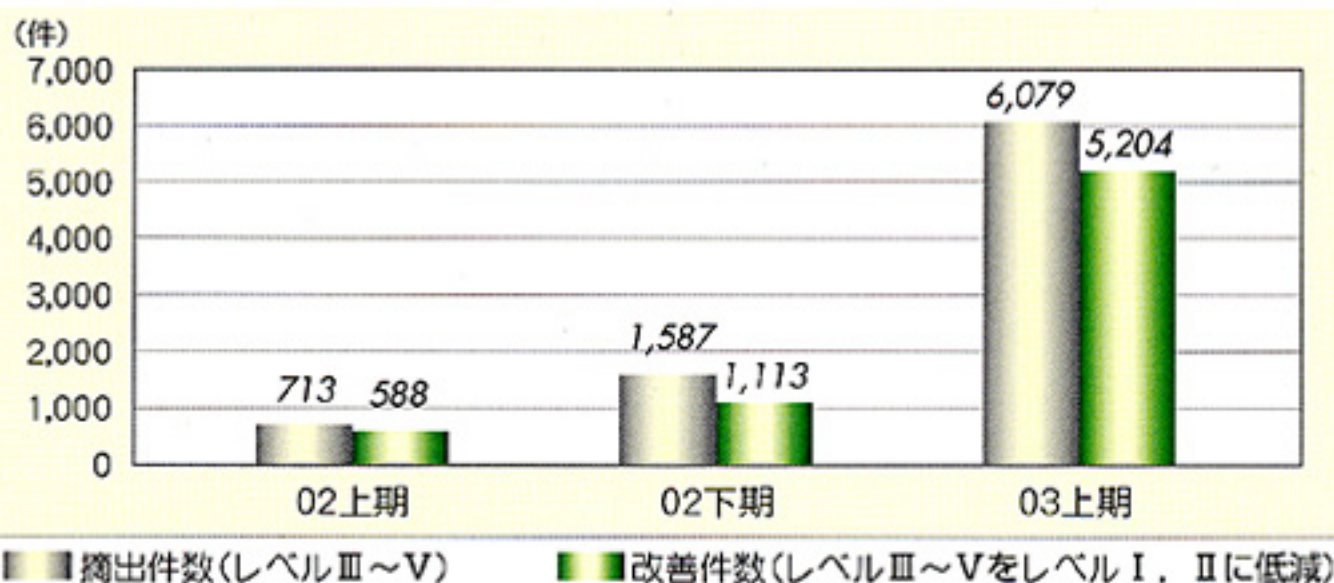
※OSHMS促進協議会

厚生労働省指針に沿ったOSHMSの産業界における適切かつ円滑な普及・定着の促進を図ることを目的として、労働災害防止のための活動を行う事業主団体等により平成12年に発足した。このアンケート調査は、平成14年12月～平成15年1月に実施したもの。

リスクが減少!!

㈱リコー沼津事業所では、2002年5月1日よりOSHMSを導入し、安全衛生活動プロセスの変革を進めてきました。

その中で、リスク管理手法を、『安全を意識しなくても安全が確保できる職場づくり!』を実現させる最重点の手段と位置づけ、ハード面・ソフト面の両面から改善を進めました。



(調査期間 '02年4月1日～'03年9月30日)

【図3 リスクの抽出件数と改善件数】

リスクの評価

リスクの評価に当たっては、製品・設備設計担当部署およびリスク管理担当部署が、リスクが許容可能か否かを評価します。その特徴は、防護レベルで本質安全改善点数を最大の-5、維持が難しい教育訓練改善を最小の-1とし、ヒューマンエラーがあっても労働災害を発生させない職場づくりにチャレンジしました。

- ① リスクを定量化する計算式
- ② リスクレベル

$$R = S \times (F + P) - M$$

【表1 リスクレベル】

レベル	R = S × (F + P) - M	改善領域
V	100～76	許容できない
IV	75～51	重大な問題あり
III	50～26	問題が多少あり
II	25～3	許容できる
I	3以下	無視できる

- ③ 記号説明

R：リスクカテゴリ
S：怪我の重大性
F：危険に遭遇する頻度
P：怪我の可能性
M：防護レベル

リスク低減活動の活性化施策

2003年上期には、第一段活性化施策として、安全衛生活動表彰制度にリスク低減活動結果を反映させるシステムの変更を実施しました。抽出改善の量・質を最優先に上限なしの加点方式を取り入れ競争心理に委ねた結果、意外な効果をもたらしました。

- 【加点方式】
- ・改善領域リスク抽出件数×10点
 - ・改善領域リスク改善件数
(内訳 レベルV×30点、レベルIV×20点、レベルIII×15点)

労働災害がゼロに!!

三洋電機株式会社食品システム事業部における、OSHMSを導入する前の過去10年間の労働災害の発生状況は、全労働災害（赤チン災害を含む。）で年間10～20件の間を推移してきました。この間、様々な活動努力を試みましたが、なかなか減少しませんでした。

そこで、設備機械、作業、人の3つをマネジメントするシステムが必要と考え、1999年11月に独自のOSHMS『SSS2000』の導入に踏み切り、導入直後の2000年度には労働災害が半減、2001年度からは赤チン災害をも含めた労働災害がゼロになりました。



【図4 労働災害発生件数の推移】

リスクアセスメントの手法

リスクアセスメントは、従業員の一人ひとりに実行してもらうことを考慮して、なるべく単純化して分かりやすい方式で取り組みました。

評価項目は、「ケガの可能性」、「ケガのひどさ」、「危険の範囲に入る頻度」の3つとして、それらをたし算して評価点を算出し、リスクレベルは5段階としました。そして、対策を実施する際には、すべてのリスクを少なくとも1ランク安全な方に移行させることに重点を置き、取り組みました。

【表2 リスクの判定基準】

ケガの可能性	ウエイト	ケガのひどさ	ウエイト	危険の頻度	ウエイト
ほとんどない	1	軽 傷	1	めったにない	1
可能性がある	2	ひどいケガ	3	ときどき	2
可能性が高い	4	重 傷	6	頻 繁	4
確実である	6	致 命 傷	10		

「ケガの可能性」+「ケガのひどさ」+「危険の範囲に入る頻度」=リスクレベル

【表3 リスクレベルの評価】

評価点	リスクレベル
1 ~ 3	A: 些細なリスク
4 ~ 7	B: 許容されるリスク
8 ~ 10	C: 中程度のリスク
11 ~ 13	D: 重大なリスク
14 ~ 20	E: 耐えられないリスク

社員が安心して働ける職場環境

セイコーエプソン㈱では、「安全衛生基本理念」を制定し、「安全衛生環境の維持向上」と「健康の増進」が企業体質の根幹をなすと考え、2000年度から独自のOSHMS『NESP』活動を導入し、労働安全衛生の総合的な向上を図っています。2002年度の下期には、すべての国内関係会社、海外製造系関係会社で本格的に運用しています。

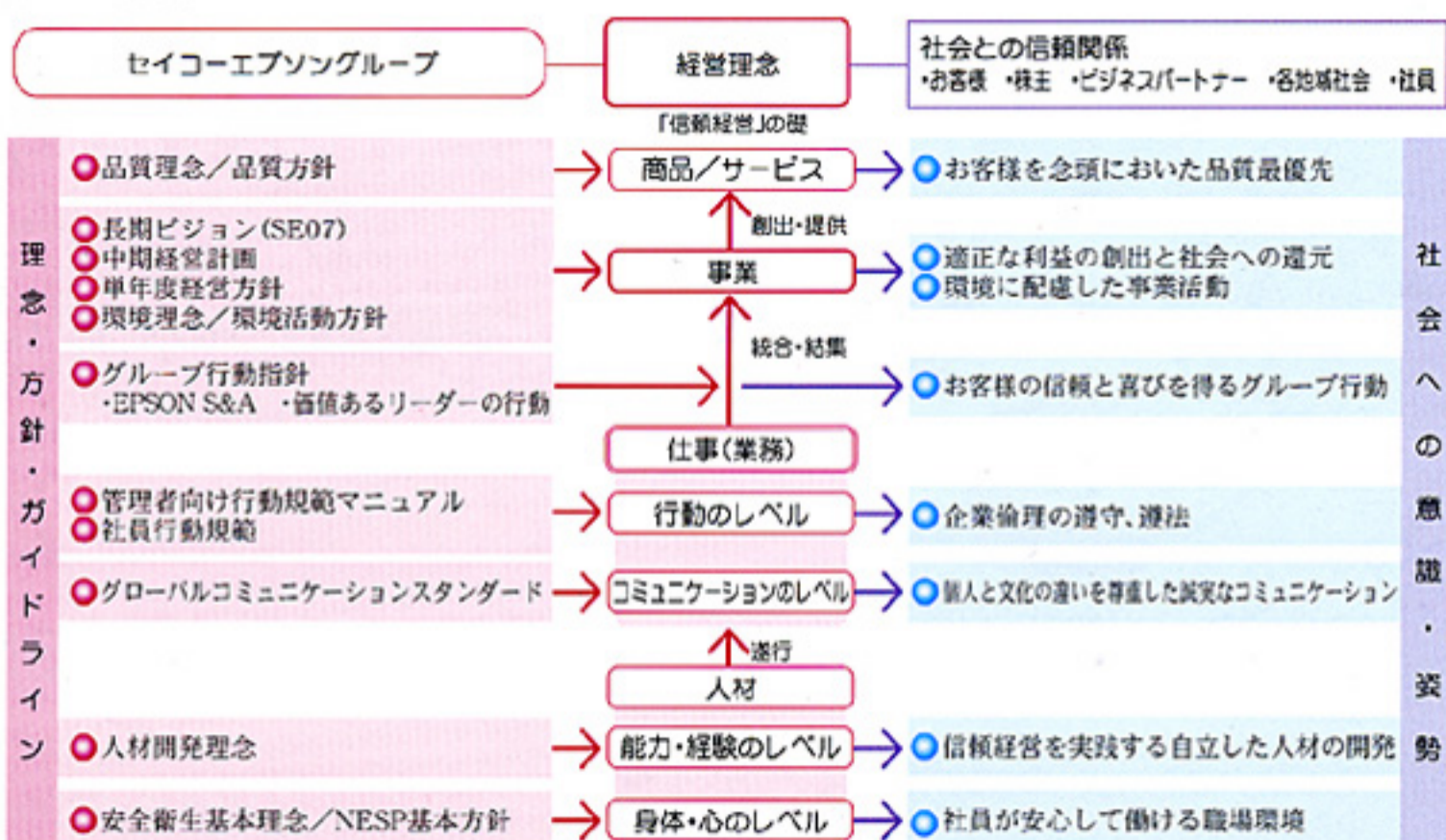
OSHMS『NESP』を導入したことにより、企業としての安全衛生への取組みを社内外へ明確に説明することができるようになり、その活動がそれぞれの地域・国において信頼され、認められています。

	実施項目	00年度	01年度		02年度		03年度
			上期	下期	上期	下期	
国内事業部 関係会社	キックオフ	2月					継続的 改善
	●安全衛生基本理念制定		▶				
	●教育		→				
	●リスクアセスメント特定・評価			→			
海外製造系 関係会社	キックオフ		7月				改善
	●教育			→			
	●リスクアセスメント特定・評価				→		
	●改善活動					→	

【図5 「NESP」活動導入・推進経過】

企業の信頼

同社では、経営理念において、「世界の人々に信頼され社会とともに発展する開かれた会社でありたい」と掲げ、世界各国のお客様、株主・投資家、ビジネスパートナー、各地域社会の住民等に対する企業の社会的責任（CSR）を果たし、適切な情報開示と誠実なコミュニケーションを行い、信頼関係を築き上げていく「信頼経営」こそが企業活動の根幹であるとしています。



【図6 事業活動と社会との関わり】

目標に対する達成意欲

定量化した目標及び実施活動計画を設定し、目標が達成できたか評価できるシステムが体系化されたことにより、職場での自主活動がさらに活発になった。

責任と権限の明確化

法的要求事項や各職位の責任と権限が文書化されたことで明確になり、誰が・いつ・何をなすべきかが職場に周知された。

労使のコミュニケーション

安全衛生委員会の活用により活動計画の協議等の共同活動を行うことで、より緊密なコミュニケーションが図れた。

情報の共有化

微小災害が発生した時も、その事実が隠されることなく規程に従い報告され、全社として情報を公開し、類似事故防止の水平展開に結びつけることが可能となった。

システム監査

システム監査を通して、職場安全衛生活動のレベルアップ、組織及び協力体制の強化が図られ、安全衛生に対する認識に変化が現れた。

事業者自らの見直し

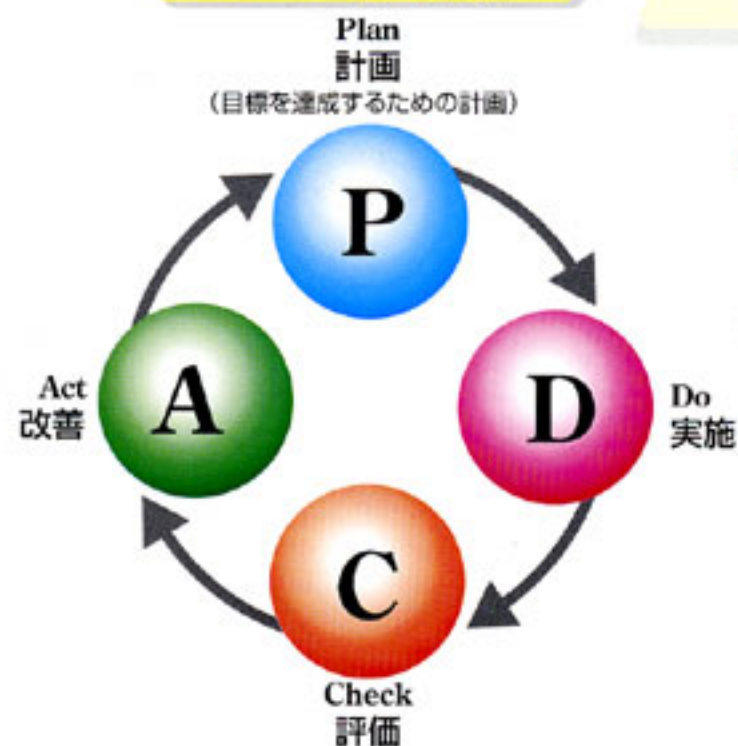
事業者によるOSHMSの見直しを行うことにより、年度毎の成果、問題点の報告がこれまで以上にきちんと行われるようになり、次年度の方針・目標が立てやすくなった。

安全衛生意識の高揚

OSHMSの実施・運用を職員全員が参加して行うことにより、共通認識が得られるとともに、目標達成に向けた一人ひとりの安全衛生意識の高揚につながった。



PDCAサイクル



資料出所

- 1 OSHMS促進協議会
「OSHMSへの取り組み状況等に関するアンケート調査」
- 2 中央労働災害防止協会
「JISHA方式適格OSHMS認定事業場アンケート調査」

第10次の労働災害防止計画

厚生労働省は、国の労働安全衛生に関する施策の方向性を定めた第10次の労働災害防止計画（平成15～19年度）を平成15年3月24日付けで公示しました。

労働災害防止計画（抄）

「職場内のリスクを低減し、すべての働く人々の安全と健康を目指して」

リスクを低減させる安全衛生管理手法の展開等

現下の経済環境は依然として厳しいが、いかなる社会経済情勢であろうとも、労働者の安全と健康の確保は企業経営において最も優先されるべき事項の一つであり、企業内に組織と個人が安全を最優先する「安全文化」を根付かせ、自律的に労働安全衛生対策が企業内で推進される仕組みの確立を図ることが必要である。また、企業内には様々な種類の安全衛生に係るリスクが存在し、かつ、頻繁に変化していることから、リスクを減少させることが基本的な対策である。

このため、事業者が労働者の協力を得て、「計画－実施－評価－改善」のサイクルにより、リスクを評価し、そのリスクを低減させるための改善措置を実施し、安全衛生水準の段階的向上を図る労働安全衛生マネジメントシステムの事業場への導入を推進する。

また、機械設備等については、それらを製造・輸入する事業者がリスクを的確に把握し、そのリスクを合理的かつ体系的に低減した上で、残存リスク等の情報とともに使用する事業者へ提供される仕組みの普及を図る。これを受けて、実際に使用する事業者が、調達した機械設備等について、使用状況に合わせた安全衛生対策を講じることにより残存リスクを低減させるとともに、リスク等の情報が機械設備等を取り扱う労働者に伝達される仕組みの普及を図る。

新しい安全管理手法の普及の必要性

長期的には労働災害が大幅に減少する等の成果が得られてきたが、依然として危険有害な職場環境の改善が進んでいない事業場も少なくなく、無災害を継続している事業場においてもリスクが存在していることからその低減化をさらに図っていく必要がある。また、事業場内の多様なリスクへの対応、就業形態の多様化等を踏まえた的確な安全衛生管理の推進も必要である。

このため、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」及び同指針を踏まえた業種別の「労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」等に基づき、「計画－実施－評価－改善」のサイクルによるリスクの評価、安全衛生水準の確保・向上を進めるシステムの普及・定着を図る必要がある。

労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進

労働災害のリスクを合理的かつ体系的に減少させ、また、安全衛生管理のノウハウの的確な継承を図るため、さらに、就業形態の多様化等により、事業場において指揮命令系統が異なる労働者の混在が高まる中で、的確な安全衛生管理を進める仕組みとして、労働安全衛生マネジメントシステムは有効である。したがって、業種、企業規模等に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を積極的に推進する。

労働安全衛生マネジメントシステムの普及定着を促進するため、事業者の意欲を高める観点から、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づくシステムが適切に導入され、かつ、安全衛生水準の段階的向上のためシステムが適切に運用されているかを、事業場からの求めに応じ外部から確認することのできる仕組みの導入を検討する。

また、事業場がリスクアセスメントを効果的に実施するためのマニュアルを業種別に策定し、その普及を図ること等により、中小規模事業場の自律的な安全衛生管理の促進を図る。

さらに、自律的な安全衛生管理が定着し、安全衛生水準が優良な事業場に対しては、事業者の安全衛生管理活動を促進させるためのインセンティブ措置の在り方等を検討しその導入を図る。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する情報は、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターの下記アドレスにてご覧いただけます。
(<http://www.jaish.gr.jp/information/oshms.html>)

● 関係ホームページ ●

厚生労働省 : <http://www.mhlw.go.jp/>

中央労働災害防止協会 : <http://www.jisha.or.jp/>

安全衛生情報センター : <http://www.jaish.gr.jp/>

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。